

記入例

農地所有適格法人報告書

令和 年 月 日

米沢市農業委員会会長 様

要件1 法人形態要件

①株式会社(公開会社でない)②合名会社③合資会社④合同会社⑤農事組合法人のいずれかであること。

事務所の所在地 米沢市〇〇〇 △△△番地
法人の名称 (株) 〇〇〇
代表者氏名 代表取締役 〇〇 〇〇 印
電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

下記のとおり農地法第6条第1項の規定に基づき報告します。

記

1 法人の概要

Table with 2 columns: 法人の名称及び代表者の氏名, 主たる事務所の所在地, 経営面積 (ha), 法人形態. Includes callout boxes for agricultural land area and legal status.

2 農地法第2条第3項第1号

(1) 事業の種類

Table with 3 columns: 農業, 関連事業等の内容, 左記農業に該当しない事業の内容. Includes callout boxes for sales volume and business requirements.

(2) 売上高

Table with 3 columns: 年度, 農業, 左記農業に該当しない事業. Includes callout boxes for current and future sales figures.

「在留資格又は特別永住者」欄は、日本国籍以外の方が在留資格を記載ください。

常時従事者は農業（関連事業含む）に原則年間150日以上従事

3 農地法第2条第3項第2号関係  
構成員全ての状況

(1) 農業関係者（権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社等）

氏名又は名称	国籍等	在留資格又は特別永住者	議決権の数	構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況				
				農地等の提供面積 (㎡)		農業への年間従事日数		農作業委託の内容
				権利の種類	面積	直近実績	見込み	
〇〇 〇〇	日本		1	賃借権	10,000	180	180	
〇〇 〇〇	日本		1			150	150	
〇〇 〇〇	中国	経営・管理	1			100	100	
〇〇 〇〇	ベトナム	特別永住者	1	賃借権	3,000			
〇〇 〇〇	日本		1					
J A山形おきたま	日本		1					

議決権の数の合計

6

上の表の議決権数の合計

農業関係者の議決権の割合

100%

その法人の行う農業に必要な年間総労働日数： 430 日

上の表の従事日数の合計

(2) 農業関係者以外の者（(1)以外の者）

氏名又は名称	議決権の数

上記(1)以外の構成員（株式会社は株主、合同会社等は社員）

議決権の数の合計

農業関係者以外の者の議決権の割合

(留意事項)

構成員であることを証する書面として、組員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。

なお、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第5条に規定する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

4 農地法第2条第3項第3号及び第4号関係

株式会社の場合は「取締役」  
合同会社の場合は「業務執行役員」

(1) 理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況

氏名	住所	国籍等	在留資格又は特別永住者	役職	農業への年間従事日数		必要な農作業への年間従事日数	
					直近実績	見込み	直近実績	見込み
〇〇〇〇	米沢市…	日本		代表取締役	180	180	50	50
〇〇〇〇	米沢市…	中国	経営・管理	取締役	150	150	150	150
〇〇〇〇	米沢市…	ベトナム	特別永住者	取締役	100	100	30	30

農業全般の従事日数 150 日以上  
の役員が 半数より多い  
(例)3 人の役員 →  
2 人が 150 日以上

農業従事日数の内  
農作業従事日数  
60 日以上が 1 人以上  
(例)3 人の内 1 人が  
60 日以上

(2) 重要な使用人の農業への従事状況

氏名	住所	国籍等	在留資格又は特別永住者	役職	農業への年間従事日数		必要な農作業への年間従事日数	
					直近実績	見込み	直近実績	見込み

年間 60 日以上 農作業 に従事している役員が いない 場合のみ記入

((2)については、(1)の理事等のうち、法人の農業に常時従事する者（原則年間150日以上）であつて、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数（原則年間60日）以上従事する者がいない場合にのみ記載してください。)

(記載要領)

- 1 「農業」には、以下に掲げる「関連事業等」を含み、また、農作業のほか、労務管理や市場開拓等も含まれます。
  - (1) その法人が行う農業に関連する次に掲げる事業
    - ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
    - イ 農畜産物若しくは林産物を変換して得られる電気又は農畜産物若しくは林産物を熱源とする熱の供給
    - ウ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
    - エ 農業生産に必要な資材の製造
    - オ 農作業の受託
    - カ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供
    - キ 農地に支柱を立てて設置する太陽光を電気に変換する設備の下で耕作を行う場合における当該設備による電気の供給
  - (2) 農業と併せ行う林業
  - (3) 農事組合法人を行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業
- 2 「2(1)事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載してください。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載してください。
- 3 「2(2)売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しない事業」欄に記載してください。
- 4 「3(1)農業関係者」には、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を記載してください。

ここで、複数の承認会社が構成員となっている法人にあっては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。
- 5 農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構を通じて法人に農地等を提供している者が法人の構成員となっている場合、「3(1)農業関係者」の「農地等の提供面積(㎡)」の「面積」欄には、その構成員が農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等のうち、当該農地利用集積円滑化団体又は当該農地中間管理機構が当該法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等の面積を記載してください。
- 6 2の住所又は主たる事務所の所在地及び国籍等並びに3の国籍並びに4の国籍等の各欄については、農地を所有する農地所有適格法人のみ記載してください(ただし、2の住所又は主たる事務所の所在地及び国籍等の各欄については、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者に限る。)。

国籍等は、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等(日本国籍の場合は、「日本」)を記載するとともに、中長期在留者にあつては在留資格、特別永住者にあつてはその旨を併せて記載してください。法人にあつては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国(内国法人の場合は、「日本」)を記載してください。

なお、4については、3の理事等のうち、法人の農業に従事する者(原則年間150日以上)であつて、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数(原則年間60日)以上従事する者がいない場合にのみ記載してください